

令和8年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表

担当課等: 小泊支所

契約締結前の公表	公表年月日	令和8年3月3日
	物品又は役務の内容	日本海漁火センター夜間・休日日中受付業務委託
	履行期間方は履行期限	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による	
契約締結後の公表	公表年月日	
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	
	契約締結日	
	契約金額	-
	契約の相手方とした理由	

令和8年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表

担当課等: 小泊支所

契約締結前の公表	公表年月日	令和8年3月3日
	物品又は役務の内容	日本海漁火センター清掃業務委託
	履行期間方は履行期限	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による	
契約締結後の公表	公表年月日	
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	
	契約締結日	
	契約金額	-
	契約の相手方とした理由	

令和8年度特定随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約)一覧表

担当課等: 小泊支所

契約締結前の公表	公表年月日	令和8年3月3日
	物品又は役務の内容	小泊地域町有施設除草業務委託
	履行期間又は履行期限	契約締結日の翌日 から 令和8年10月31日 まで
	契約の相手方の決定方法及び選定基準	以下の条件を全て満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1.地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2.町内拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3.町と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方になろうとする者の申請方法	見積書の提出による
契約締結後の公表	公表年月日	
	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)	
	契約締結日	
	契約金額	-
	契約の相手方とした理由	